



令和2年度「定期総会」の議案について 書面議決が行われました

6月6日（土）に越谷コミュニティセンターで開催が予定されていた「令和2年度越谷市自治会連合会定期総会」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催せず、書面により議案の議決を行いました。

書面議決は、各地区の自治会長から、定期総会の議案ごとに賛成・反対を選択していただいた書面議決書を郵送していただく方法により実施されました。

議案は、令和元年度事業報告・決算報告、役員の承認、令和2年度事業計画・予算の5議案が原案のとおり承認されました。

令和2年度 越谷市自治会連合会役員一覧 *：新任

役 職	氏 名	選出支部	自治会名
会 長	石崎 一宏	増 林	東越谷三・四丁目
副会長	深井 晃	大相模	相模町流
副会長	堀井捷一郎	出 羽	谷中町四丁目
理 事	千野 俊一	桜 井	上沖
理 事	三田 礪三	新 方	しらこぼと
理 事	川島 二六	大 袋	大道
理 事	会田 雄一	荻 島	野中
理 事	浅見 昭一	蒲 生	蒲生西町一丁目

役 職	氏 名	選出支部	自治会名
理 事*	川田 皓司	南越谷	元柳田町
理 事	大沢昌太郎	越ヶ谷	宮前
理 事	深野 弘	大 沢	大沢一丁目
理 事	小板橋啓彰	北越谷	北越谷三丁目
理 事	林田 俊介	川 柳	朝日プラザ
会 計	印銀 芳弘	越ヶ谷	宮前一丁目
監 事	北山 隆司	大 袋	沼田
監 事*	濱野 進	蒲 生	登戸町

令和2年度予算

収入の部 (単位：円)		
項 目	予算額	前年度決算額
会 費	4,000,000	3,925,760
補助金	7,920,000	7,861,760
雑収入	391,672	317,513
繰越金	200,328	1,242,974
合 計	12,512,000	13,348,007

支出の部 (単位：円)		
項 目	予算額	前年度決算額
会議費	350,000	803,323
事業費	3,400,000	3,710,039
助成金	8,035,000	7,948,080
負担金	100,000	45,000
交際費	150,000	135,500
事務費	420,000	505,737
予備費	57,000	0
合 計	12,512,000	13,147,679

3年以上自治会長を務められ退任された自治会長及び特色ある自治会活動を行っている自治会に対しては、連合会及び越谷市から感謝状等が贈呈されます。

被表彰者 個人：25名、団体：3団体（自治会）

※団体表彰を受けた3団体については、次号のこしがや自治連だより（69号）で表彰事業の特集をします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため 「新しい生活様式」を実践しましょう

5月25日に埼玉県を含む5都道府県でも緊急事態宣言が解除されましたが、今後、感染の第二波、第三波が来るとも考えられます。再び感染が拡大しないよう、引き続き、感染拡大を防止するためにも「新しい生活様式」の実践を心がけましょう。



1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧**に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

2 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース



娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン



公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する



食 事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて



冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク



出典：新しい生活様式（厚生労働省ホームページ）をもとに作成

暑くなるこれからの時期、「新しい生活様式」の実践と

熱中症予防も忘れずに!

新型コロナウイルスの感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」を実践する上での**熱中症予防行動のポイント**です。

1 暑さを避けましょう

- エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日等は特に注意する

3 こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 1日あたり1.2リットルを目安に
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



4 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

2 適宜マスクをはずしましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を



5 暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障がい者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

出典：「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省ホームページ）をもとに作成

集会施設を利用する際にも、
「新しい生活様式の実践」や「熱中症予防」を心がけましょう。

令和2年度のスケジュール

- 4月 第1回役員会
- 6月 定期総会（郵送による書面議決）
令和2年度自治会長ガイドブック配布
- 7月 こしがや自治連だより（第68号）発行
- 8月 第2回役員会
- 10月 こしがや自治連だより（第69号）発行
第3回役員会
- 1月 市長との懇談会
先進地視察研修
- 2月 こしがや自治連だより（第70号）発行
自治会シンポジウム
- 3月 自治会表彰検討委員会
第4回役員会

※今後の事業実施につきましては役員会等で検討してまいります

越谷市自治基本条例施行10周年記念 第10回自治会シンポジウムが開催されました

令和2年2月8日（土）に埼玉県立大学講堂において、第10回自治会シンポジウムが開催されました。

当日は、気象予報士・防災士の資格を持ち、テレビでもおなじみの木原実さんに講演を行っていただきました。「『天と地と』自然災害に備える!」をテーマに、災害時にいかに命を守るか、そのために自治会等が担うべき役割や備え等についての大変貴重なお話を伺うことができました。



令和2年7月1日発行

こしがや自治連だより

(事務局 越谷市越ヶ谷四二一 越谷市役所市民活動支援課内 発行人 越谷市自治会連合会 会長 石崎 一宏)

新しい集会施設ができました！

令和元年度の越谷市集会施設整備事業補助金の交付を受け、新たに1棟の集会施設が建設されました。

大里南自治会（桜井地区）

所在地：越谷市大林 552－7
延床面積：149.058㎡
構造等：木造1階建
概算事業費：26,000千円



集会施設整備事業補助金の活用について

越谷市では集会施設の整備にあたり、予算の範囲内で補助金を交付しています。
令和2年度には越谷市集会施設整備事業補助金交付要綱が一部改正され、補助の対象となる事業が下記のとおり追加されました。現在、越谷市内には約330の集会施設が建設されていますが、中には築50年程度経過してい

るところもあります。
今後、集会施設の新設のみならず、増改築や修繕等を希望する自治会は、担当課（越谷市役所市民活動支援課）に相談してみてください。
なお、補助を受けた場合、補助を受けた年度から5年を経過するまでは、次の補助を受けることができません。

補助対象となる事業について

旧

- ① 集会施設の用に供する土地の取得
- ② 集会施設の新築
- ③ 集会施設の増改築及び修繕
- ④ 集会施設の公共下水道に接続するための排水設備工事

➡

新

- ① 集会施設の用に供する土地の取得
- ② 集会施設の新築
- ③ 集会施設の増改築及び修繕
- ④ 集会施設の空調設備の新規設置又は更新
- ⑤ 集会施設の公共下水道に接続するための排水設備工事

補助金交付に係るスケジュール

時期（参考）	内 容	備 考
令和2年 9月～	補助金交付に係る意向調査（補助金交付要望）	要望書の提出期間は概ね1か月程度です。
令和3年 3月下旬	補助金交付内定	交付が内定した自治会には、市から通知が送付されます。
4月～	補助金交付申請	内定を受けた自治会は、補助金交付のため申請をします。
	（交付決定後） 工事着工、補助金請求など	
令和4年 ～3月	実績報告	必ず年度内に事業を完了してください。



＜問い合わせ＞

越谷市役所市民活動支援課（第二庁舎2階） TEL：048-963-9153



◆『架空請求』や『振り込め詐欺』が多く発生しています◆
不安を感じた場合は、すぐに警察署・消費生活センターなどに相談してください。